

● 日本新闻报道中的个人信息使用原则..... 6

● 日本のニュース報道における個人情報利用の原則 6

四、近期热点话题..... 9

四、トピックス..... 9

一、最新中国法令

一、最新中国法令

- [国家市场监督管理总局发布《防范和查处假冒企业登记违法行为规定》](#)

- [国家市場監督管理總局が、「他社の社名を不正利用し登記するなどの違法行為の防止及び調査・処分規定」を公布した](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局令第 88 号
【发布日期】2024-01-10
【实施日期】2024-03-15
【内容提要】该规定内容包括：严格股东投资人核验要求，加强市场监管同国资监管部门信息核验比对，完善假冒企业登记违法行为的调查程序，严格对虚假登记责任人的责任追究等。

【発布機関】国家市場監督管理總局
【発布番号】国家市場監督管理總局令第 88 号
【発布日】2024-01-10
【実施日】2024-03-15
【概要】本規定に含まれる内容：株主、投資者の本人確認の厳格化推進、市場監督管理部門と国有資産監督管理部門連携による照合確認の強化、他社の社名を不正利用し登記するなどの違法行為に対する調査プロセスの改善、虚偽の登記の責任主体に対する問責体制の強化など。

- 企业作为股东、出资人的，应当通过核验电子营业执照的方式进行身份核验；
- 未使用电子营业执照的，其法定代表人、负责人等自然人应当配合登记机关通过实名认证系统，采用人脸识别等方式进行实名认证。

- 企業が、株主、出資者である場合、電子版の営業許可証をもとに、本人確認を行う。
- 電子版の営業許可証を未使用の場合、その法定代表人、責任者などの自然人は、登記機関の求めに応じ、顔認証などの方法により実名認証を行う。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.samr.gov.cn/...>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.samr.gov.cn/...>

- [中华全国总工会关于印发《工会参与劳动争议处理办法》的通知](#)

- [「労働組合による労働争議処理への関与弁法」公布に関する中華全国総工会による通知](#)

【发布单位】中华全国总工会
【发布文号】总工发〔2023〕23 号
【发布日期】2023-12-28
【实施日期】2023-12-28
【内容提要】根据该办法：
▪ 职工因用人单位侵犯其劳动权益而申请劳动争议仲裁或者向法院起诉的，工会依法给予支持和帮助。
▪ 工会积极参与涉及货车司机、网约车驾驶员、快递员、外卖配送员等新就业形态劳动者劳动争议处理工作，依法维护新就业形态劳动者的劳动保障权益。

【発布機関】中華全国総工会
【発布番号】総工発〔2023〕23 号
【発布日】2023-12-28
【実施日】2023-12-28
【概要】本弁法によると、以下の通りである。
▪ 雇用者によって自己の労働権益が侵害されたことを理由に従業員が労働争議仲裁を申立て、又は人民法院に提訴する場合、労働組合は法に依拠してサポートし、支援する。
▪ 労働組合は、トラック運転手、オンライン配車ドライバー、宅配便配達員、出前配達員などの新タイプの就業形態における労働者の労働争議処理に積極的に関与し、法に依拠して新タイプの就業形態における労働者の労働保障権益を保護する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.acftu.org/wjzl/...>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.acftu.org/wjzl/...>

● 应急管理部发布《生产安全事故罚款处罚规定》

【发布单位】 应急管理部
【发布文号】 应急管理部令 第 14 号
【发布日期】 2024-01-15
【实施日期】 2024-03-01
【内容提要】 该规定明确了事故发生单位主要负责人及事故发生单位等主体在不同程度事故、不同责任情况下的罚则。

该规定明确了六种属于《安全生产法》第一百一十四条第二款规定的情节特别严重、影响特别恶劣，可以按照法律规定罚款数额的 2 倍以上 5 倍以下对事故发生单位处以罚款的情形，其中包括：

- 关闭、破坏直接关系生产安全的监控、报警、防护、救生设备、设施，或者篡改、隐瞒、销毁其相关数据、信息的；
- 因存在重大事故隐患被依法责令停产停业、停止施工、停止使用有关设备、设施、场所或者立即采取排除危险的整改措施，而拒不执行的；
- 涉及安全生产的事项未经依法批准或者许可，擅自从事矿山开采、金属冶炼、建筑施工，以及危险物品生产、经营、储存等高度危险的生产作业活动，或者未依法取得有关证照尚在从事生产经营活动的；等。

【法令全文】 请点击以下网址查看：
https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202401/t20240115_475152.shtml

● 浙江省人民政府关于调整全省最低工资标准的通知

【发布单位】 浙江省人民政府
【发布日期】 2024-01-15
【实施日期】 2024-01-01
【内容提要】 根据该通知：

- 月最低工资标准。第一档 2490 元、第二档 2260 元、第三档 2010 元。
- 非全日制工作的最低小时工资标准。第一档 24 元、第二档 22 元、第三档 20 元。

【法令全文】 请点击以下网址查看：
<https://rlsbt.zj.gov.cn/...>

● 「生産安全事故の過料・処罰規定」の应急管理
部による公布

【発布機関】 应急管理
部
【発布番号】 应急管理
部令 第 14 号
【発布日】 2024-01-15
【実施日】 2024-03-01

【概要】 本規定において、事故発生組織の主要責任者及び事故発生組織など主体に対する罰則を事故の態様、責任ごとに明確化している。

本規定において、「安全生产法」第一百一十四条第二項に定める情状がかなり重い、かなり深刻な影響を及ぼしている場合に該当し、事故発生組織を、法定の過料金額の 2 倍以上 5 倍以下の過料に処することが可能な状況(6つ)を明確にしている。それには、以下のものが含まれる。

- 生産安全に直接関係する監視カメラ、警報、防護、救命設備・施設の作動を停止、破壊した、又は関連データ、情報を改ざん、隠ぺい、廃棄した場合。
- 重大事故につながる潜在的な危険性が存在するために、法に依拠し生産・操業停止、施工停止、該当設備、施設、場所の使用停止を命じられた、又は危険性除去の是正措置を直ちに講じるよう命じられたが、実施を拒否した場合。
- 安全生産に関わる事項について、法定の承認又は許可を得ずに、鉱山採掘、金属精錬、建築施工、及び危険物の生産、経営、貯蔵など、危険性の高い生産作業活動に無断で従事した、又は法定のライセンスを取得せずに、生産経営活動に従事している場合、など。

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。
https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202401/t20240115_475152.shtml

● 省全域の最低賃金基準の調整に関する浙江省
人民政府による通知

【発布機関】 浙江省人民政府
【発布日】 2024-01-15
【実施日】 2024-01-01
【概要】 本通知によると、以下の通りである。

- 月給の最低賃金基準：第一ランクは、2490 元、第二ランクは、2260 元、第三ランクは、2010 元とする。
- 非全日制労働者の時間給の最低賃金基準：第一ランクは、24 元、第二ランクは、22 元、第三ランクは、20 元とする。

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。
<https://rlsbt.zj.gov.cn/...>

● [江苏省人力资源社会保障厅关于调整全省最低工资标准的通知](#)

【发布单位】江苏省人力资源社会保障厅
【发布文号】苏人社规〔2023〕4号
【发布日期】2024-01-15
【实施日期】2024-01-01
【内容提要】根据该通知：
▪ 月最低工资标准：一类地区 2490 元；二类地区 2260 元；三类地区 2010 元。
▪ 非全日制用工小时最低工资标准：一类地区 24 元；二类地区 22 元；三类地区 20 元。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://jshrss.jiangsu.gov.cn/art/2024/1/15/art_77279_11124963.html

● [江苏省市场监督管理涉企行政合规指导清单](#)
[江苏省市场监督管理行政处罚裁量权基准（二）](#)

【发布单位】江苏省市场监督管理局
【发布文号】苏市监法〔2023〕316号、苏市监规〔2023〕10号
【发布日期】2024-01-17
【内容提要】《江苏省市场监督管理涉企行政合规指导清单》围绕登记注册、信用监管、反垄断、价格、反不正当竞争、网络交易、广告、产品质量、食品、特种设备、计量、标准、认证、检验检测等市场监管主要执法领域，明确了设置行政合规事项、常见违法行为表现、法律依据及违法责任、风险等级、合规建议等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：
江苏省市场监督管理涉企行政合规指导清单

http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2024/1/17/art_78964_11127116.html
江苏省市场监督管理行政处罚裁量权基准（二）
http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2024/1/17/art_78964_11127128.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [省全域の最低賃金基準調整に関する江蘇省人的資源社会保障庁による通知](#)

【発布機関】江蘇省人的資源社会保障庁
【発布番号】蘇人社規〔2023〕4号
【発布日】2024-01-15
【実施日】2024-01-01
【概要】本通知によると、以下の通りである。
▪ 月給の最低賃金基準：一類地区は、2490 元、二類地区は、2260 元、三類地区は、2010 元である。
▪ 非全日制労働者の時間給の最低賃金基準：一類地区は、24 元、二類地区は、22 元、三類地区は、20 元である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://jshrss.jiangsu.gov.cn/art/2024/1/15/art_77279_11124963.html

● [江蘇省市場監督管理局による企業経営のコンプライアンス行動指針一覧表](#)
[江蘇省市場監督管理局行政処罰裁量権基準（二）](#)

【発布機関】江蘇省市場監督管理局
【発布番号】蘇市監法〔2023〕316号、蘇市監規〔2023〕10号
【発布日】2024-01-17
【概要】「江蘇省市場監督管理局による企業経営のコンプライアンス行動指針一覧表」において、登記登録、信用監督管理、独占禁止法の違反行為、価格、不正競争行為、インターネット取引、広告、製品の品質、食品、特種設備、計量、標準規格、認証、検査検測など、市場監督管理局の主たる法執行分野を対象に、コンプライアンス遵守事項、よくある法律違反例、法的根拠及び違法責任、リスク等級、コンプライアンス遵守のための助言などの事項を一覧化し明確化している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
江蘇省市場監督管理局による企業経営のコンプライアンス行動指針一覧表

http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2024/1/17/art_78964_11127116.html
江蘇省市場監督管理局行政処罰裁量権基準（二）
http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2024/1/17/art_78964_11127128.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- [国家税务总局网发布《稳外贸稳外资税收政策指引（修订版）》](#)

日前，国家税务总局发布新版《[稳外贸稳外资税收政策指引（修订版）](#)》。该指引分为稳外贸政策和稳外资政策两大领域，共包括 51 项具体内容。其中，稳外贸相关税收政策包括货物劳务税收政策、跨境应税行为增值税政策、外贸新业态税收政策、出口退（免）税服务便利化举措等 19 项。稳外资相关税收政策包括鼓励外商投资税收政策等 32 项。

（里兆律师事务所 2024 年 01 月 19 日编写）

- [最高人民法院公布十件仲裁司法审查典型案例](#)

日前，最高人民法院公布[十件仲裁司法审查典型案例](#)。

- 案件类型方面：包括申请承认和执行外国仲裁裁决、申请认可和执行香港仲裁裁决、申请撤销仲裁裁决、申请确认仲裁协议效力、管辖权异议纠纷等案件；
- 内容方面：涵盖体育仲裁、网贷平台仲裁条款效力、仲裁员披露义务、仲裁程序、重新仲裁、公序良俗等多个问题。

（里兆律师事务所 2024 年 01 月 19 日编写）

- [2024 年一次性工亡补助金标准确定为 1036420 元](#)

日前，国家统计局召开国民经济运行情况新闻发布会，公布[城镇居民人均可支配收入 51821 元](#)。

因工死亡职工的近亲属可以享受的一次性工亡补助金标准同步进行调整。凡职工工亡时间发生在 2024 年 01 月 01 日至 2024 年 12 月 31 日期间的，2024 年度一次性工亡补助金标准一律为：51821 元×20=1036420 元。

（里兆律师事务所 2024 年 01 月 19 日编写）

二、新着情報

- [国家税務総局の公式サイト上において「対外貿易及び外資の安定化税收政策ガイドライン\(改正版\)」が公布された](#)

先頃、国家税務総局は新版「[対外貿易及び外資の安定化税收政策ガイドライン\(改正版\)](#)」を公布した。本ガイドラインは対外貿易の安定化政策と外資の安定化政策の 2 つの分野に分けられ、51 項目の具体的な内容が含まれる。そのうち、対外貿易の安定化に関連する税收政策には、貨物役務の税收政策、クロスボーダー課税行為の増値税政策、対外貿易新業態税收政策、輸出税還付(免除)プロセスの利便性向上措置などの 19 項目が含まれる。外資の安定化に関連する税收政策には、外国投資者の対中投資促進税制などの 32 項目が含まれる。

（里兆法律事務所が、2024 年 1 月 19 日付で作成）

- [最高人民法院が、仲裁司法審査の代表的な判例\(10 件\)を公表した](#)

先頃、最高人民法院が、[仲裁司法審査の代表的判例\(10 件\)](#)を公表した。

- 判例の種類：外国仲裁判断の承認・執行の申立て、香港仲裁判断の承認及び執行の申立て、仲裁判断取消の申立て、仲裁合意効力の確認申立て、管轄権異議をめぐる紛争事案など。
- 内容：スポーツ仲裁、ネットローン仲裁条項の効力、仲裁人の開示義務、仲裁プロセス、仲裁のやり直し、公序良俗など多岐に及ぶ。

（里兆法律事務所が、2024 年 1 月 19 日付で作成）

- [2024 年「業務上の死亡補助一時金」の基準額が、1036420 元に確定された](#)

先頃、国家統計局は、国民経済の動向に関する記者発表において、[都市部居住者の 1 人あたりの可処分収入は、51821 元](#)であることを公表した。

業務上の原因により死亡した従業員の近親者に支給される「業務上の死亡補助一時金」の基準額も調整された。従業員が業務上の原因により死亡した時期が、2024 年 01 月 01 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間内である場合、2024 年度の「業務上の死亡補助一時金」は、一律、「51821 元×20=1036420 元」を基準額とする。

（里兆法律事務所が、2024 年 1 月 19 日付で作成）

三、里兆解读

● 日本新闻报道中的个人信息使用原则

日本《个人信息保护法》采用“告知原则”，相较于中国《个人信息保护法》规定的“知情同意原则”，日本的规定更为宽松。对于新闻报道机构对个人信息的使用，日本更是明确可以不适用个保法的规定。但是，伴随着日本个人信息保护制度的日渐完善，日本国民个人信息保护意识逐渐增强，新闻报道该如何使用个人信息已成为一个被关注的问题，本文将介绍日本的两个案例，以分析日本新闻报道中的个人信息使用原则。

案例一：令和2（ワ）33533号损害赔偿请求一审案件

1. 基本案情

原告为东京一家不动产中介公司的社长，曾因涉嫌一起诈骗未遂案件而被逮捕。在被警方调查前，其曾作为案件相关人收到被告（著名电视台）的采访邀约。在原告的要求下，被告的节目负责人手写了一份备忘录，约定节目中不会出现原告的脸，原告的声音也会进行变音处理。节目播出前原告被逮捕，随即被告未经任何处理，在数个节目中直接播出了原告的脸部及声音。原告向法院起诉，主张被告违反约定，侵犯了自己的肖像权，且在节目中作出的一些定性、定罪的评论导致自己社会评价降低，构成侵权，要求被告支付损害赔偿金 2200 万日元及相应逾期利息。

2. 裁判观点

法院认为，容貌具有高度的个人识别功能，自然人有权拒绝涉及自己容貌的照片或视频被随便公布。但是，当这种公布被视为正当的报道行为时，未经本人同意的公布是否构成违法行为，则要根据被拍摄者的社会地位、被拍的活动内容、拍摄场所、拍摄方式、公布方式、公布必要性等要素进行综合考量，以及判断被拍摄者遭受的人格利益损害是否超出了社会容忍度。

就本案发生时的社会背景来说，正值日本将元号从平成变更为令和的时期，当时发生了多起以元号变更为借口骗取银行账户密码的诈骗事件，即所谓的“改元诈骗”。为了避免更多人遭受侵害，当时对原告所涉案件的报道是非常有必要的。但即便为了引起社会关注，防止更多人受害这一公益目的，报道披露的信息也应仅限于原告的陈述、本案发生地点、被逮捕的原告姓名，公布原告的容貌并非必需之举。

三、里兆解説

● 日本のニュース報道における個人情報利用の原則

日本の「個人情報保護法」は「通知の原則」を採用しており、中国の「個人情報保護法」が定める「同意の原則」に比べれば、日本の規定はより寛容なものとなっている。報道機関による個人情報の利用に関しては、日本では個人情報保護法の規定を適用除外できることまでも明確にしている。しかし、日本の個人情報保護意識が高まるにつれ、ニュース報道では個人情報をどのように利用すべきかという問題が注目されている。本文では、日本における二つの事例を紹介し、日本のニュース報道における個人情報利用の原則を分析する。

事例一 令和2（ワ）33533号損害賠償請求事件

1. 事案の概要

原告は東京の不動産仲介会社の社長であり、かつて詐欺未遂事件の疑いで逮捕されていた。警察の取り調べを受ける前に、被告（有名なテレビ局）から事件関係者として取材の誘いを受けていた。原告の要求に応じて、被告の番組ディレクターは、原告の顔を番組に映さないこと及び原告の声を加工することを約束する念書を手書きで書いた。原告は番組の放送前に逮捕され、その直後、被告は原告の顔と声を何の処理も施さずそのまま幾つかの番組で放送した。原告は裁判所に提訴し、被告が約束違反により自分の肖像権を侵害し、番組で行った経緯を決めつけ且つ罪を決めつけるようなコメントが自分の社会的評価を下げたため、不法行為にあたることを主張し、被告に対し、損害賠償金 2,200 万円とその遅滞損害金の支払いを求めた。

2. 裁判所の見解

裁判所の認識によれば、容姿は高度な個人識別機能を備えており、人は自分の容姿に関わる写真又は映像のみだりに公表されることを拒否する権利を有している。ただし、このような公表が正当な報道行為であると認められる場合において、本人の同意を得ない公表が不法行為となるか否かは、被撮影者の社会的地位、撮影された活動内容、撮影場所、撮影方法、公表方式、公表の必要性等の諸要素を総合的に考慮し、被撮影者が受けた人格的利益の侵害が社会的に許容される度合いを超えるか否かを判断する必要がある。

本事件発生時の社会的背景としては、日本が平成から令和へと改元した時期にあたり、改元を口実に銀行口座のパスワードを騙し取る事件、いわゆる「改元詐欺」が多発していた。より多くの人々が被害に遭うことを防ぐために、当時原告に関わった事件の報道は必要であった。しかし、世間の注目を集め、被害者を増やさないという公益目的のためとはいえ、報道で開示される情報は、原告の陳述、事件が起きた場所、逮捕された原告の氏名に限定されるべきであり、原告の容姿を開示する必要はなかった。

另外，节目播出时该案件尚未审判，但被告节目中的相关标题字幕以及主持人的评论等，容易引导观众认为被逮捕的嫌疑人就是犯罪人，且被告节目中的某些定罪性评论对司法审判造成了一定的舆论影响，对原告的人格权益造成侵害，应认定构成侵权行为。该侵权行为带来的损害结果是：原告公司的客户减少、交易资格审查落选、拟达成的交易被取消等经济利益的减损，同时原告社会评价的降低导致本人及其家人遭受了来自周围的歧视、嘲笑等精神损害。

综上所述，法院认为被告违背约定，播出原告容貌且作出定罪评论的行为已构成侵权，结合损害结果，判令被告支付损害赔偿金 500 万日元及相应逾期利息。

案例二：令和 3（ネ）2839 号损害赔偿等请求二审案件

1. 基本案情

被告《静岡新闻》在 2018 年 07 月 05 日发行的早报上刊登了一篇关于原告因涉嫌非法持有大麻被逮捕的报道，其中披露了原告的姓名、年龄、职业、住所、国籍以及以营利为目的非法持有兴奋剂和大麻的事实。关于嫌疑人的住所，不仅写明了市町村名称，还披露了地号。原告向静岡地方法院起诉，认为被告完整披露其住址的行为不仅不必要，且可能侵害其平静的私人生活，侵犯了自己的隐私权，故请求损害赔偿 330 万日元及相应的逾期利息。一审法院认定被告构成隐私权侵权，判令支付 33 万日元的损害赔偿金及相应逾期利息。之后，原被告双方均不服一审判决，上诉至东京高等法院。

2. 裁判观点

法院认为，是否构成隐私权侵权，要权衡不报道该事件所保护的法益是否优先于报道该事件的理由，如果是，则侵权行为成立。具体来说，要考量被报道事件所涉隐私信息的性质及内容、原审原告被报道时的社会地位及影响力、本报道的目的和意义、披露隐私信息的必要性以及该隐私信息被公开后原审原告遭受的损害等诸因素。

原审原告报道原告犯罪事实的出发点是为了公共利益。以营利为目的非法持有毒品的行为属于应被公众关注且受批判的重大刑事犯罪，事件发生的时间、地点、犯罪方式以及嫌疑人的身份等均有报道的必要性，以确保报道内容的真实性、侦查机关搜查的合法性，并可以在一定程度上防止周边地区发生不必要的寻找犯罪人和散布谣言的行为。至于

また、番組の放送当時、本事件はまだ裁判が行われていなかったが、被告の番組における関連タイトルやテロップ及び司会者のコメント等は、逮捕された被疑者が犯人であると視聴者に認識させてしまいやすく、さらに、被告の番組における一部の罪を決めつけるようなコメントは、裁判に一定の世論的影響を与え、原告の人格的利益を侵害するものであり、不法行為であると認定すべきである。かかる不法行為による損害の結果は、原告の会社の取引先の減少、取引資格審査の落選、合意された取引の取消等の経済的利益の減少、及び原告の社会的評価の低下により、原告及びその家族は、周囲から偏見、嘲笑等の精神的損害を被った。

以上のことから、裁判所は、被告が約束に違反して原告の容姿を放送し、罪を決めつけるようなコメントを行ったことは、不法行為に当たると判断し、損害結果を踏まえ、被告に対し、損害賠償金 500 万円とその遅滞損害金の支払いを命じる。

事例二 令和 3(ネ)2839 号損害賠償等請求控訴事件

1. 事案の概要

被告である静岡新聞は 2018 年 7 月 5 日付の朝刊において、原告が大麻不法所持の疑いで逮捕された記事を掲載し、本件記事は原告の氏名、年齢、職業、国籍及び営利目的で覚せい剤と大麻を所持していたとの被疑事実で逮捕されたことを記載していた。被疑者の住所については、市町村名だけでなく、地番まで開示されている。原告は静岡地方裁判所に提訴し、被告による住所の全面開示は不必要であるばかりか、平穏な私生活を侵害する恐れがあり、プライバシー権を侵害するとして、330 万円の損害賠償金とこれに対する遅滞損害金の支払いを求めた。一審判決は、被告がプライバシー権を侵害したと認定し、33 万円の損害賠償金とこれに対する遅滞損害金の支払いを命じた。その後、原告と被告の双方は一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴した。

2. 裁判所の見解

裁判所は、プライバシー権の侵害を構成するかどうかは、本事件を報道しないことによって保護される法益と本事件を報道する理由とを天秤にかけ、前者が後者に優先する場合に不法行為が成立すると考える。具体的には、報道された事件に関わるプライバシー情報の性質と内容、報道当時における一審原告の社会的地位と影響力、本報道の目的と意義、プライバシー情報を開示する必要性及び当該プライバシー情報の公表によって一審原告が被った損害等の要素を考慮する必要がある。

一審被告が原告の犯罪事実を報道した発端は公共の利益のためであった。営利を目的とする薬物の不法所持は、社会一般の関心と批判の対象となるべき重大な犯罪であり、事件の発生時刻、場所、犯罪の口口、被疑者の身元等はいずれも報道の必要があり、これにより、報道内容の真実性、捜査機関による捜査の適法性が確保され、周辺地域における不要な犯人捜し及び風

住址的公开，法院认为报道中的嫌疑人姓名、年龄、容貌等个人信息已足够识别嫌疑人的身份，并不需要披露其完整住址。从损害结果来看，虽然原审原告主张因住址公开可能会收到可疑的物品或者受到周围人的歧视等，但其并没有提供足够的证据证明实际发生了该等情形。

综上所述，二审法院认为报道本事件的公益理由应优先于原审原告的隐私权保护，原审被告不构成侵权行为。据此，二审法院撤销了一审判决中关于损害赔偿的部分，驳回了原审原告的所有诉讼请求。

小结

日本新闻界长久以来受到“新闻自由”思想的影响，对个人信息保护的观念较为淡薄。特别是在报道涉及犯罪的新闻时，通常采用“实名报道”原则，认为这样更能吸引读者（观众），满足公众对犯罪事件的知情需求，也更能传达新闻事实的重要性。然而，若处理个人信息不慎，就容易引发侵害当事人人格权的纠纷。日本法院在审理类似的“新闻侵权”案件时，首先会权衡新闻报道所承载的公益性是否优先于个人信息的自决权，以作为判断侵权与否的基础。其次，在认定新闻报道维护的公共利益优先的情况下，同时还应考虑报道的方式及个人信息披露的程度是否超过必要范围，是否侵害了当事人的隐私权等人格权益或造成了其他损害结果。

在中国，新闻媒体机构虽然没有被排除适用个保法，但根据民法典第 999 条及个保法第 13 条第 1 款第 5 项规定，为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为，可以在合理范围内处理个人信息。这为新闻媒体未经本人同意使用个人信息提供了合法性基础。然而，对于“合理”标准，目前法律上并无规定，学界观点也未统一，因此如何把握尺度全凭法院自由裁量。或许，可以借鉴日本判例中的裁判观点。

（作者：里兆律师事务所 董红军、沈思明）

評の流布をある程度防ぐことができる。住所の公表について、裁判所は、報道における被疑者の氏名、年齢、容貌等の個人情報で被疑者を特定するには十分であり、住所を完全に開示する必要はないと考える。損害の結果から見れば、一審原告は、その住所が公表されることによって不審な物を受け取ったり、周囲から差別を受けたりする可能性があると考えたが、実際にそのような状況が発生したことを証明する十分な証拠は提出しなかった。

以上から、第二審裁判所は、一審原告のプライバシー権の保護よりも、本事件を報道する公益上の理由が優先されるべきであり、一審被告は不法行為を構成しないと考える。従って、第二審裁判所は、第一審判決の損害賠償に関する部分を破棄し、一審原告の請求をすべて棄却する。

結論

日本のニュース業界はかねてから「報道の自由」の影響を受けており、個人情報保護の意識は薄い。とりわけ、犯罪に関するニュースを報道する際には、通常「実名報道」の原則を採用しており、これによって読者（視聴者）を引きつけ、犯罪事件について情報を得たいという大衆のニーズを満たし、記事に記載された事実の重要性を伝えることができると考えられている。しかし、個人情報の取扱いがぞんざいになると、当事者の人格権を侵害する紛争を起しやすくなる。日本の裁判所はかかる「報道侵害」事件を審理する際に、まず、不法行為の有無を判断する基準として、報道が担う公益性が個人情報の自己決定権に優先するかどうかを見比べる。次に、報道によって保護される公共の利益が優先することを判断した上で、報道方式及び個人情報開示の度合いが必要範囲を超えていないかどうか、当事者のプライバシー権その他の人格的利益を侵害していないか、又はその他の損害をもたらしていないかどうかも考慮することになる。

中国では、報道機関は個人情報保護法の適用から除外されないものの、民法第 999 条及び個人情報保護法第 13 条第 1 項第 5 号によれば、公共の利益のためにニュース報道や世論監視行為を行う場合、合理的な範囲内で個人情報を取扱うことができる。これは、報道機関が本人の同意を得ずに個人情報を利用することの適法性の根拠となる。しかし、「合理性」の基準について、現在のところは法的な規定がなく、学術上の意見も統一されていないため、このあたりのすべては、裁判所のさじ加減に委ねられている。この点、日本判例における裁判所の見解を参考にすることができるかもしれない。

（作者：里兆法律事務所 董红军、沈思明）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 公司法（最新修订）
- 中外合资/合作企业按照《公司法》等调整组织形式和组织结构、修改合资合同和章程的注意事项
- 企业如何对互联网程序化广告的投放进行有效的监管及常见合规问题的分析

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 会社法（最新の改正内容）
- 中外合弁/合作企業の「会社法」等に基づく組織形態及び組織構造の調整、合弁契約及び定款の変更に関する注意事項
- 企業がインターネットプログラマティック広告の投入を効果的に監督管理する方法及びよくあるコンプライアンス問題の分析